

【クリーンアップ等社会奉仕作業について（お願い）】

日頃より、市内の環境美化推進につきまして御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様で実施くださいます社会奉仕作業におきましては、下記事項に御留意ください。

1 社会奉仕用ごみ袋の使用について

環境政策課から御提供する「社会奉仕用ごみ袋」の使用等については、以下の事項を御遵守くださいますようお願いいたします（適正に使用されない場合、ごみステーションで収集されなかったり、ごみを出された方の責任において処理していただくこともございますので、御注意ください）。

なお、ごみの種別・大きさ・長さ等、**ごみの分別方法の詳細については裏面を御参照**ください。

①社会奉仕用ごみ袋を使用できるのは、公道・公園・河川敷・海岸等、**公共用地における社会奉仕作業の際の燃やせるごみ・資源ごみの回収**においてです。

* 事業所（敷地内）から出たごみや、家庭（敷地内）から出たごみには使用できません。

* ごみの分別方法に著しく違反する種別・大きさ・長さのごみにも使用できません。

②燃やせるごみは社会奉仕用赤色ごみ袋を、資源ごみは社会奉仕用無色ごみ袋を使用し分別してください。

* ペットボトルは他の資源ごみ（キャップ含む）を混在させず、社会奉仕用無色ごみ袋を御使用ください。

③ビン類・水銀含有ごみ・埋立ごみ・粗大ごみ（小型複合ごみ）については、裏面を御参照ください。

2 集めたごみの処理方法について

(1) 各地区（自治会や関連組織含む）で実施した場合

①社会奉仕用ごみ袋に入れたごみは、**家庭ごみの集積に支障がないよう、ごみステーションの横に集積**してください（**ケージがある所では、なるべくケージ内部には集積しないでください**）。

* 収集業者が地区のごみ収集日に、ごみステーションの家庭ごみと一緒に社会奉仕作業分も収集します。

* 動物による被害が懸念される場合は、区の判断でケージ内に集積するなどして御対応ください。

②場所や量から**ごみステーション付近での集積が困難な場合は、清掃センターへ直接搬入**をお願いします。

(2) 団体・事業所・行政機関等で実施した場合

○ごみステーションでは収集できませんので、**実施主体で清掃センターへ直接搬入**をお願いします。

3 清掃センターへの直接搬入について

○直接搬入される場合は、「一般廃棄物処理手数料減免申請書（社会奉仕用）」を清掃センターに提出してください。

* **申請書を提出されませんと、ごみの搬入受入れや処理手数料減免ができない**場合があります。

* 申請書用紙は、環境政策課での社会奉仕用ごみ袋の提供時に一緒にお渡しします。

* **搬入量が多量である場合は、必ず事前に清掃センターに御相談**ください。

4 側溝清掃について

○地区で側溝を協働清掃した際の汚泥（土のう）は、地区の**代表者から清掃センターへ集積場所と土のう袋のおおよその数をFAX等で御連絡**いただき、収集を依頼してください。

* 市では土のう袋の提供や購入補助は行っておりません。

5 不法投棄物について

○家電等の不法投棄物を回収（発見）した場合は、対応方法を環境政策課に御相談ください。

▼分別や処理方法が不明なごみや、その他不明な点は、下記担当部署までお問合せください。

環境政策課：0770-22-8121 敦賀市清掃センター：0770-21-1153

【クリーンアップ等社会奉仕作業におけるごみの分別方法の詳細】

社会奉仕作業では、ごみ処理の円滑化のため、下記のごみ分別の遵守をお願いいたします。

1～3については社会奉仕用ごみ袋の使用によりごみステーションで収集できますが、4～8については清掃センターへ直接搬入が必要ですので、御留意ください。

1 燃やせるごみ

- ①社会奉仕用燃やせるごみ袋(赤色透明にオレンジ文字表記)を使用する。
- ②柔軟性がある長物(例:ホース・ロープ・葎・ツル草・海草)は1m以下に完全に切る。
- ③木質の長物(例:枝・木片)は、30cm以下に完全に切る。
*それぞれの直径や厚みは概ね3cm以内とし、付着している土等を払う。
- ④薄手の幅広物(例:網・ビニールシート・布)は、60cm角以内に完全に切る。
- ⑤ビニール・紙・布・皮・衣類・靴・靴などは、付着している大きな異物を除去する。

2 資源ごみ

- ①社会奉仕用資源ごみ袋(無色透明にオレンジ文字表記)を使用する。
- ②25cm以内の金属のみでできているもの、または25cm以内のプラスチック(発砲スチロール含む)のみでできているものを入れる(容器類については内容物を除去)。
*大型のもの、金属やプラスチックが複合したものは「8 粗大ごみ(小型複合ごみ含む)」を参照

3 ペットボトル

- ①社会奉仕用資源ごみ袋(無色透明にオレンジ文字表記)に、内容物を除去しペットボトル本体のみを入れる。
- ②キャップは(可能であればラベルも)外して、別の社会奉仕用資源ごみ袋に入れる。

4 ビン類

- ①一般的な市販の透明ビニール袋または段ボール箱等に、内容物を除去しビン類本体のみを入れる。
- ②キャップは外して、社会奉仕用資源ごみ袋に入れる。

5 水銀含有ごみ

- ①乾電池・蛍光管・ガラス製鏡等を、一般的な市販の透明ビニール袋に別々に入れる。
- ②土等の異物を除去して入れる。

6 スプレー缶・ライター類

- ①スプレー缶やカセットボンベ等は、穴を開けなくても出せる。

7 埋立ごみ

- ①セトモノ・ガラス・電球・刃物等を、丈夫な袋または段ボール箱等に入れる。

8 粗大ごみ(小型複合ごみ含む)

▼大量にありますと受入れできない場合もありますので、搬入前に清掃センターへご相談ください。

- ①漂着物や不法投棄物(例:自転車・木製家具・机・椅子・布団・玩具・電化製品・やかん・鍋・ストーブ)は、環境政策課で現場を確認後、清掃センターへ連絡し直接搬入の調整を行います。
- ②鉄製のもの(例:ワイヤー・鋼材・一斗缶)で、異物や内容物を除去してあれば受入れ可
- ③プラスチックでできており(金属等との複合物や発砲スチロール含む)、下記を満たすものは受入れ可
*18ℓポリタンクやスーパーの買物カゴ程度の大きさのもの
*厚みが薄手のもの(ハンマーで破碎できる程度の強度のものは受入れ可、玉浮きや外国製ポリタンク等の分厚く高い強度のものは受入れ不可)
*石等の大きな異物や内容物を除去したもの
- ④木質の長物(例:樹木の幹、丸太、角材、流木)で、1.5m以下に完全に切ってあれば受入れ可
*それぞれの直径や厚みは概ね8cm以内とし、付着している土等を払う。